

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月28日(火) 午前9時00分から10時10分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員

1番委員	7番委員
2番委員	9番委員
3番委員	10番委員
4番委員	11番委員
5番委員	12番委員
6番委員	

農地利用最適化推進委員

1番推進委員	10番推進委員
2番推進委員	11番推進委員
3番推進委員	12番推進委員
4番推進委員	13番推進委員
5番推進委員	14番推進委員
8番推進委員	15番推進委員
9番推進委員	

4. 欠席委員(2人)・欠員(1名)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 6番委員 7番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 みなさんおはようございます。
只今より、令和8年度第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よりお願いいたします。

議長 みなさんおはようございます。
天気も整わない毎日ではありますけど、畜産農家ではイタリアンを切ったり乾燥をしたりとの時期になりました。また、田植え前で色々忙しいかとは思いますが、また、使わない農機具等やトラクター、色々な形で農作業をするのですが、農機具事故が起こっているの、毎日使っていない機械を田植え前に使うので、十分気を付けて農作業に励んでいただきたいと思います。
また、色々な活動も、よろしくお願いいたします。
それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、6番農業委員と7番農業委員にお願いいたします。
皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1～4ページで、バンク法解約が3件、基盤法解約が12件の合計15件です。
以上報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の貸借に係る意見決定について説明いたします。

19 ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で面積は213,886㎡で利用権を設定する者の数が70人、設定を受ける者の数は39人です。土地の詳細につきましては、資料5ページから18ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

整理番号1番から6番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る4月25日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 CTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は64歳です。

譲渡人 CTさんは、大阪府茨木市安威に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字早風下4328番2で、地目は田、面積は1,367

		m²で、下荒田公民館の北側約200mに位置し、現況は良く管理された田です。報告1号4番で合意解約されています。その後の所有権移転贈与です。申請者は自作地 1,560 m²、借入地 20,032 m²、合計 23,399 m²。農業従事者は申請人1名ですが、奥さんと四男の息子さんが手伝うとのこと。通作距離は約0.9km、およそ5分の位置です。経営意欲はあり、トラクター3台のほか、田植え機、コンバイン等必要な農機具は完備されています。周辺地域との関係、条件についても問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、報告を終わります。
議 長		整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る4月 20 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人の YH さんは、伊佐市大口大島に居住し、年齢は 56 歳です。 譲渡人3名のうちの一人 SH 外 2 名で、鹿児島市花野光ヶ丘に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口鳥巣字円通寺原 2628 番2で地目は田、地積は 871 m²で、所有権移転売買です。農業従事者は1名で、通作距離は約 0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、報告を終わります
議 長		整理番号3番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号3番について、去る4月 23 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 TF さんは、伊佐市大口篠原に居住し、年齢は 72 歳です。 譲渡人 MN さんは、伊佐市大口上町に居住し、年齢は 93 歳です。 申請地は、伊佐市大口篠原字肥シ 133 番 2 で、地目は田、面積は 1,014 m²であります。所有権移転売買であります。農業従事者は4名で、通作距離は 0.5kmで時間としては5分位です。現況は譲受人TFさんが小作地として耕作

		されている良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号4番・5番について、6番農業委員の報告を求めます。
6	番	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号4番について、去る4月23日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。
農	業	申請人 MTさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は77歳です。
委	員	譲渡人 KMさんは、千葉県木更津市畑沢に居住する市外住民です。
		申請地は、伊佐市大口平出水字春田 320 番で、地目は田、地積は 193 m ² で、所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約 0.5kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、必要な農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
6	番	続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号5番について、去る4月23日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。
農	業	申請人 HHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住し、年齢は66歳です。
委	員	譲渡人 MTさんは、千葉県松戸市三矢小台に居住する市外住民です。
		申請地は、伊佐市大口鳥巢字瀬戸前 2050 番 1、地目は田、地積は 3,289 m ² で所有権移転売買です。農業従事者は3名で、通作距離は約 0.3kmで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
		委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号6番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1	1	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番

農 業 委 員	号6番について、去る4月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。 申請人 AD さんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は 44 歳です。 譲渡人 MT さんは、鹿児島県始良市西餅田に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字川除 1129 番1外6筆で、地目は全て田、地積は 8,746 m²の所有権移転売買であります。受人の経営面積は 139,114 m²で、農業従事者は2名で、通作距離は約4km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番から6番については許可が決定いたしました。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。
議 長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る4月23日に、申請人代理人の T行政書士 の立ち合いのもと、2番農業委員、1番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番委員が報告いたします。

申請者は MM さんは、伊佐市大口山野にお住まいで、年齢は 74 歳です。

申請地は伊佐市大口木ノ氏字脇牟田 334 番 59、地目は畑、地積は 199 m²であります。農地区分は農用地区域外の第 1 種農地となっており、転用目的は一般住宅ですが、平成 20 年に許可なく建設されたものであります。申請に伴い始末書も添えてあります。申請地の所在地は、大口中央中学校から北側へ約 2 km に位置しており、南側は道路、東側は田、北側は畑、西側は宅地であり、すでに住宅が建っており、周囲に与える影響はないと 3 名の調査員は判断いたしました。添付書類として、土地の全部事項証明書ほか、字図など申請に必要な書類が添付されています。

以上、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 1 件について 1 件が処分決定いたしました。

————— 議案第 4 号 —————

議長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、2 番農業委員の報告を求めます。

2 番 議長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番につきまして、去る 4 月 23 日に、申請代理人の T 行政書士 立ち合いのもと、4 番委員、1 番推進委員、私 2 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 2 番委員が報告いたします。

譲受人は鹿児島県曾於郡大崎町益丸に事務所がある、株式会社 J 一般法人です。

譲渡人は伊佐市大口曾木に居住する HK さんで、年齢は 77 歳です。

		本申請は所有権移転売買で、転用目的は店舗として利用となっております。現在は I 事務所前で営業していましたが、移転する必要があります、今回の申請地を移転地として選定されたようです。申請地は伊佐市大口大田字野尻 301 番、地目は畑、地積は 945 m²であります。農地区分は第 3 種農地となっております。申請地の所在地は O 病院から北に約 250m に位置しており、南側は宅地、東側は畑と雑種地、北側は宅地、南側は宅地、西側は国道であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書が提出されています。調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。整理番号 2 番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番につきまして、去る 4 月 23 日に、申請人 I 有限会社 立会いのもと、12 番推進委員、私 11 番農業委員の 2 名で共同調査をしましたので、私 11 番が報告いたします。 譲受人は伊佐市大口宮人に所在する I 有限会社 一般法人です。 譲渡人は鹿児島県薩摩川内市高江に居住する T T さん市外住民です。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第 2 種農地その他農地となっております、転用目的は植林で、申請地は、伊佐市菱刈川北字迫田 4343 番 1、地目は畑、地積は 969 m²であり、申請地は、G 荘から北に 500m に位置しており、南側は山林、東側は山林、北側は山林、西側は畑であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防

		除に関する誓約書、汚廃水処理確約書が提出されています。調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る4月23日に、申請代理人のUS行政書士 立ち合いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番委員が報告いたします。 譲受人は鹿児島市岡之原町にある、株式会社K 一般法人です。 譲渡人は鹿児島県出水市中央町に居住する KM さん、市外住民です。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電設備です。申請地は伊佐市大口針持字森田4297番1、地目は畑、地積は796㎡で、所在地は、針持駐在署より東へ50m位に位置しており、南側は道路、東・北側は畑、西側は道路であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。 整理番号4番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番につきまして、去る4月23日に、申請代理人の MJ行政書士 さん立ち合いのもと、4番推進委員、5番推進委員、6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私6番委員が報告いたします。 譲受人は伊佐市大口平出水にお住まいの MT さんで、年齢は77歳です。 譲渡人は千葉県木更津市畑沢にお住まいの KM さんで、市外住民です。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は車庫及び資材置き場です。申請地は伊佐市大口平出水字春田321番1外1筆、地目は2筆とも畑、地積は543㎡で、所在地は、平出水小より南に約500mに位置しており、南側は道路、東側は田、北側は山林、西側は山林であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、また、既に現況が車庫及び資材置き場となっているため、始末書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。 整理番号5番・6番について、12番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番・6番につきまして、去る4月23日に、2番推進委員、3番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私12番委員が報告いたします。 譲受人は東京都中央区銀座に所在する 株式会社S 一般法人です。 譲渡人は2名で2筆を申請するもので、30ページの地積図をご覧ください。 整理番号5番の申請地は、伊佐市大口牛尾字上ノ原884番、地目は畑、地積は964㎡で、譲渡人は、宮崎県都城市郡元町に居住する TH さん市外住民です。 また、整理番号6番の申請地は、伊佐市大口牛尾字上ノ原885番1、地目は畑、地積は472㎡で、譲渡人は伊佐市大口牛尾に居住する TK さんで、年齢は68歳です。 本申請は2筆とも所有権移転売買であり、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電用蓄電施設設置です。 所在地はN大口店から北へ約2kmに位置しており、東側は山林、西側は側溝付き道路、南側は畑、北側は山林であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書・誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、系統連系承諾通知書、機器の撤去に関する同意書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	5番・6番の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5・6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号5番・6番は、処分決定いたしました。 整理番号7番についてですが、この議案は7番農業委員が申請代理人であり、利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。 それでは、7番農業委員の退席をお願いします。
		(7番農業委員退席)
議 長		整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番につきまして、去る4月23日に、申請代理人の YY行政書士 立ち合いのもと、7番推進委員、8番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私5番委員が報告いたします。 譲受人は伊佐市大口大島に居住する、 ST さんで、年齢は84歳です。 譲渡人は伊佐市大口大島に居住する OK さんで、年齢は29歳です。 本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は宅地です。申請地は伊佐市大口大島字本町819番7、地目は畑、地積は42㎡であり、所在地は、羽月小学校より東に約1kmに位置し、南側は宅地、東側は畑、北側は畑、西側は道路であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 添付書類として、申請書、全部事項証明書、被害防除計画書・誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状、始末書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号7番は、処分決定いたしました。 ここで、7番農業委員の入室をお願いします。
		(7番農業委員着席)
議	長	7番農業委員、整理番号7番については許可が決定いたしました。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について7件が処分決定いたしました。
		————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。
1	1	議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る4月23日、12番推進委員、私11番農業委員の2名で現地調査を行いましたので、11番農業委員が報告いたします。
農	業	申請人は、伊佐市菱刈川南に居住する K T さんです。申請地は伊佐市菱刈川南字七城192番外1筆、地目は田、地積が1,064㎡であります。申請地の所在地はガラッパ公園から南に約500mに位置しており、南側は山林、東側は温泉施設、北側は宅地、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由といたしましては、昭和60年の頃から温泉を開設したが、許可を得ずに温泉のタンク及びトイレを設置してしまったとのこと。
委	員	調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると2名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。 議案第5号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明願が決定いたしました。
	—————その他 —————
議長	その他、事務局お願いします。
事務局	総会資料の最終ページをご覧ください。4月の月例報告を致します。10日(金)4月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが、案件なしのため欠席でした。23日(木)が現地調査を一斉に行いました。本日28日(火)が令和8年度第1回農業委員会総会です。 5月の行事予定ですが、11日(月)5月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、22日(金)が現地調査予定、28日(木)が第2回農業委員会総会です。月例報告は以上です。 令和7年度農業委員・推進委員互助会会計報告
議長	その他、皆様から何かございませんか。
3番 農業委員 事務局	公務災害保険料の内容についてはどこの会社か。 全国農業会議の保険であるが、保険会社名は調べてご連絡します。
3番 農業委員 事務局	公務災害保険料というのは、対象の事態はどういったものが対象となるのか。 現地調査時に、事故であつたりとか、農地で転倒し通院するとか傷害関係が対象で、熱中症とかは対象になっていない。
3番 農業委員	スマホのチャット GPT で公務災害保険を調べると、地方公務員災害補償という法律に基づいた保険なのか、今いった民間的な保険なのか。法律に基づいた公務災害保険であれば、本人の納める保険料は無いはずである。 今計上されている1500円の保険料が民間的な保険にかかっているのか。法に基づいた公務災害保険に別にかけてあるのか確認してほしい。
事務局	調べて、来月の総会で報告します。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 長

以上で、令和8年度第1回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。お疲れ様でした。

【終了時間 午前 10 時 10 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 6 番

伊佐市農業委員 7 番